

『中世初期における修道院と司教権力との法的関係に関する一考察—修道院・libertas をめぐって』¹⁾

徳 田 直 宏

はじめに

西方教会における修道院と司教権力との間に生ずる争いは372年、西方世界に始めて Martinus (317—397) が修道制を導入した時点に、すでに始まった²⁾。西方教会では、4世紀末期にはローマ帝政の行政管轄区を基礎にして、都市司教座教会制度が確立しており、司教が教会ヒエラルキーの頂点に立ち、管轄区内の教会裁治権、及び司牧権を保有した。一方、修道院はもともと信仰のあるありかたに共鳴し、これを実践しようとする俗人の集団であるところから、教会ヒエラルキーには属さず、修道院の自由・libertas の理念のもとに独自の運動を展開する可能性をもちえた。しかし、上記・マルティヌスの修道制、5世紀の Lérins・ローヌ修道制（プロヴァンス—ブルゴーニュ修道制）³⁾、6世紀末期のアイランド修道制⁴⁾などの発展により、西方キリスト教界における修道院の影響力が強まるにつれて、司教は、たとえ修道院を教会ヒエラルキーのうちにくみ入れられないにしても、キリスト教界の秩序の保持をはかるために、それを直接、自らの裁治権のもとに置くことを意図したのである。

本稿では、このような修道院と司教権力との関係が司教会議の決議事項、司教発行の privilegium、及び教皇発行の privilegium などによって、どのように規定されたかについて、5世紀初頭から7世紀初頭、教皇グレゴリウスの時代までに限定して検討することにした。

注

- 1) この小論は、筆者が1966年の夏学期から1968年の冬学期までボン大学の Ewig 教授の中世史 colloquium に参加した際、そこで論ぜられた“Klosterprivilegium”問題の根底に存在する修道院と司教権力との法的関係を筆者なりに洗い直したものである。この colloquium の成果は、E. Ewig,

Beobachtungen zu den Klosterprivilegium des 7. und frühen 8. Jahrhunderts, „Adel und Kirche“. Festschrift G. Tellenbach, Freiburg/Basel/Wien 1968, S. 52-68., 及び Hans H. Anton, Studien zu den Klosterprivilegien der Päpste im frühen Mittelalter, Berlin/New York, 1975—となって結実している。

- 2) 拙稿「トウールのマルティヌスの修道院運動——4世紀末期ガリア政治史への一視角」西洋史学69号, 1966日本西洋史学会編参照。
- 3) 米田利浩「レラン修道院運動—5世紀, 聖界に顕われたるガリア=セナトール貴族の動向をめぐって—」史林55巻5号 1972, 2月, 参照。
- 4) 拙稿「コルムバヌス修道院運動——メロヴィンガー・フランクの政治史的・政会史的転換期に関する一考察—」名古屋大学文学部研究論集53号, 1971, 3月, 参照。

1. 司教会議決議事項における修道院と司教権力

修道院と司教権力との関係を規定する最初の司教会議決議事項は451年の Chalcedon のそれに求められる。

C. 4. マコトニ, 且ツ誠実ニ, 特異ナ生活ヲ志ス者ハ名誉ヲ受クルニ相応シキ者ナリ。

(1) 修道服ヲ着用スル者ガ教会, 及ビ国家ノ問題ヲ混乱サセ, 何ラワキマエモナク, 諸都市ヲ放浪シ, 自ラ修道院ヲ設立スルガ故ニ, 何人モ当該管轄区司教ノ許可ナクバ, 修道院, 乃至ハ礼拝堂・oratorii domum ヲ設立スルコトヲ禁ズ。

(2) 修道士ハイカナル都市, 及ビ教区ニアツテモ, 司教ニ服従シ, 静寂ヲ愛シ, ヒタスラニ断食ト祈リニ励ミ, 彼ラガ世ヲ捨テタ場所ニ定住スベシ。

(3) 修道士ハイカナル聖俗ノ問題ニ, カカワラザルベシ。

(4) 修道士ハ当該管轄区司教ニヨリ, 必要ト認メラレタ事業以外ニ, 所属修道院ヲ去ッテ他ニ転ズルコト能ワズ。

(5) イカナル奴隷モノノ所有者ノ承認ナシニ, 修道士トナスタメニ, 修道院ニ受ケ入レザルコト。

以上ノコトヲ規定スル。我々ハコノ規定ヲ犯ス者ヲ, 神ノ御名ガ冒瀆サレナイヨウニ, 破門ニ処スルコトヲ定メル。而シテ当該管轄区司教ハ修道院ヲ自ラノ職権デ以テ, 監督スベシ (providentia gerere)。

C. 8. 貧救院・xenodocium, 修道院, 及ビ殉教者ニ捧ゲラレシ教会ノ聖職者ハ当該管轄区司教ノ裁判権・jurisdictio ノ下ニアツテ, 同司教ニ対シテ尊大ニシテ, 反抗的ナ態度ヲ執ルコトヲ禁ズ。コノ規定ニ違反シ, 同司教ニ従ワナイ者ハ, 聖職者ノ場合ハ教会法ニヨッテ罰セラレ, 修道士, 又ハ俗人ノ場合ハ破門ニ処セラレルベシ。

C. 16. 修道女, 及ビ修道士ノ婚姻ヲ禁ズ。コレヲ犯シタ者ハ破門ニ処スベシ。但シ,

当該管轄区司教ガコノ罰ヲ軽減スル権限ヲ有ス。

C. 24. 修道院ガヒトタビ、司教ノ意志ニヨッテ、聖別サレレバ、ソレハ常ニ修道院デア
ルベシ。修道院財産ハ保全サレ、ソノ建物ハ俗人ノ住居トナスベカラズ。修道院ヲ俗人
ノ住居トナスコトニ同意シタ者ハ教会法ニヨッテ罰セラレルベシ。¹⁾

このカルケドン司教会議規定のうち、C. 4 は皇帝 Marcianus が同会議の第6期に発
令した *capitula* をただ一ヶ所を除いて変更を加えることなく、逐語的に教会法として採
録した規定であった。²⁾ この変更ヶ所とは、C. 4 (1) が修道院、及び礼拝堂の新設の監督
権を、*capitula* にあるように、土地所有者ではなく、司教権に置いている点である。こ
の規定をめぐって、Spitzenhofer はそれを教会の古くから存在する慣習の明文化にす
ぎないとしている。かれによれば、修道院に対する監督権・*providentia* がすでに以前か
ら司教会議、及び教皇によって司教に認められ、また教皇が修道院に対して教会高権、
及び命令権を所有し、修道院を贖罪の場所として教会組織内の一つの機関に位置ずけてい
たのである。³⁾ しかし、Ueding はC. 4 が成立した歴史的背景、すなわち、Eutyches 派
修道士がキリスト単性論争に急進的な態度をとり、かれらの新設修道院を闘争の拠点とし
た事件に対処するため、司教権の強化をはかるという東方教会の特殊事情を重視する。⁴⁾ こ
の特殊事情はC. 4 が同司教会議にあって、教会ではなく、帝権の指導によって成立した
事実からも裏付けられる。それ故に修道院問題に関して、東方教会の関心が聖職者の干渉
に対する修道院側の防衛よりも、むしろ教会問題への修道士の介入に対する教会側の防衛
に向けられていたという Ewig の指摘はC. 4 の本質を明示している。⁵⁾

ここで上述のカルケドン諸規定の内容を検討すれば、まず第1にC. 8 が示すように、
修道士が俗人と同一身分に置かれているところから、同規定は聖職者と修道士との間に身
分上の根本的な区別を設定している。もともと、司教が教会法上、修道士に有した裁治権
・*jurisdictio* は教会聖職者に対するそれとは異なり、管轄区内の一般信徒に対するもの
と同質であって、しかもその裁治権は修道士個人に限定され、修道士会・*congregatio*、
及び修道院に及んでいなかった。⁶⁾ 第2にC. 4 (1), (2), (4), C. 8, C. 16, 及びC. 24 の
諸規定は修道士と教会聖職者とを身分上区別しながら、修道士、及び修道院に対する規制
を強化している。すなわち、司教が修道院、及び *oratorii domum* の設立認可権、修道
士の移動・旅行許可権、修道院に対する聖別権、修道院財産保護権を所有し、C. 4 (2) は内
容規定なしに、修道士の司教への服従を定めている。この修道院に対する司教権は、エー
ヴィヒによれば、司教が教会聖職者に対して有する *potestas* ⁷⁾ ではなく、*providentia*、
cura、及び *sollicitudo*、すなわち修道院規律に関する強力な発言権という意味での監督

権、及び保護権としてとらえられている。⁸⁾それ故にカルケドンの諸規定が修道院の教会組織への組み込みを意味する Spreitzenhofer の主張は否定されねばならない。尚、C. 8 では、修道院に所属する聖職者に対する司教権の行使、すなわち教会法にもとづく司教の potestas の行使を規定している。それは修道士身分ではない聖職者が司教区の聖職者でありながら、修道院を楯に他の聖職者よりも、より大きな自由・libertas を享受し、司教の命令を無視したからに外ならない。⁹⁾また C. 4 (5) は修道院と司教権力との関係というよりは、前者と世俗権力との関係から生ずる問題を規定しており、本論の検討の対象とはなりえない。

このカルケドンの修道院諸規定の成立の背景に上述の特殊事情があったとしても、これらの諸規定が13世紀に集大成されたグラティアヌス教会法典 corpus juris canonici のなかに収録されているところから、¹⁰⁾これらが西方教会における修道院と司教権力との関係を規定する基本線となっていたことは確かであろう。われわれはこのカルケドン修道院規定とその後、西方教会に成立する修道院規定との関連を検討しながら、まずアイルランド修道制導入以前の修道院と司教権力との関係を明らかにして行くことにしよう。

455年レラン修道院長 Faustus と Fréjus 司教 Theodorus との間で起った争いの調停をしたアルル司教会議の決議事項、いわゆるレラン規定 Lérins Status とは、

- (1) 当該修道院ニアッテ、司教ハ前任司教ガ要求シナカッタ諸権限ノ行使ヲ禁ズ。
- (2) 司祭、及ビ祭壇ニ仕エル聖職者ハ司教、乃至ハソノ代理者ニヨリ叙階サルベシ。
- (3) 塗油ハ司教以外カラ受ケルコトヲ禁ズ。
- (4) 新修道士ハ司教以外カラ confirmatio ヲ受ケルコトヲ禁ズ。
- (5) 修道院ハ司教ノ許可ナクバ、外部ノ聖職者トノ communio ヲ禁ズ。マタ、同聖職者ニ修道院内ノ教会秘蹟行使権ヲユダネ得ズ。
- (6) 聖職者トシテノ叙階ヲ受ケテイナイ修道士・laica multitudo ハ修道院長ノミノ裁治権ノモトニ置クベシ。
- (7) 司教ハ修道院長ノ要請ナクバ、当該修道院ニアッテ、修道士ヲ聖職者ニ叙任スルコトモ、マタ、イカナル権威ヲ行使スルコトヲ得ズ。¹¹⁾

以上7項目であり、同規定は修道士と教会聖職者とを身分上峻別するカルケドンの原理にたち、修道院内における修道院長、及び司教両権限を明確化している。特に、決議事項(6)、及び(7)が示すように、修道院長が laica multitudo に対する裁治権を有し、しかも司教権の行使の際に修道院長の要請・petitio を前提とした事実は、この規定をもって修道院側に有利に定めた事項とするエーヴィヒの主張を裏付ける。¹²⁾

しかし、このレラン規定とカルケドン規定との間に直接的な関連が認められるか否か断定するに慎重さが必要であろう。まず、われわれはカルケドン規定が修道院による教会領域侵害の防止であったのに対して、レランのそれは決議事項(1)が明示しているように、司教権の修道院領域侵害に対する防止に向けられている点、換言すれば、両規定の成立状況が全く異なる点を挙げなければならない。そしてレラン規定の成立時期に関しても、同じく(1)が示すように、455年のアルル司教会議がただ単に、すでに存在していた同規定の再確認であるところから、その時期が455年以前に求められるのは確かであり、それがカルケドン司教会議の415年以後とは明言しえない。ちなみにレラン修道院の設立年は400年から410年の間に置かれている。

レラン規定が司教権に対して、修道院側の大巾な自由・libertasを保障した要因はアルル司教会議の出席者、プロヴァンスの諸司教がレラン修道院出身者によって占められていたことに求められよう。それ故にこの規定はあくまでレラン修道院のみに認められた特権・privilegiumであって、アルル首都司教座・metropolitanus管轄区内のすべての修道院に適用されたものでは決してなかった。¹³⁾

カルケドン規定が西方教会にあって、全面的にとり入れられたのは、ヒスパニア教会における540年のBarcelona司教会議C. 10¹⁴⁾であって、他の地域では同規定が事項ごとに、それぞれの司教会議において、修正補足を受けて承認されている。

修道院設立に関する司教認可権(カルケドンC. 4(1))は506年のAdge C. 27¹⁵⁾、511年Orléans C. 22¹⁶⁾、及び517年Epaone C. 10¹⁷⁾などの諸司教会議に認められ、オルレアンでは修道士による新cellula設立に、司教に加えて修道院長の認可を必要としている。しかし、465年Vannes C. 7¹⁸⁾が後者の認可のみを必要としている点に注目される。

司教に対する修道士の服従(同C. 4(2))、及び修道士に対する司教の罰令権(同C. 8; C.16)は554年Arles C. 2¹⁹⁾に認められるが、511年のオルレアンC. 19、533年の同C. 21²⁰⁾、517年エパオヌのC. 19²¹⁾などの諸規定は服従義務を修道士ではなく、修道院長に求めている。すなわち、司教権限として、511年のオルレアンは修道院長に対する罰令権と会議召集権を、また533年のそれも司教に不服従の態度を執る修道院長とのcommunioの拒否、すなわち破門権を与えている。エパオヌの規定によれば、司教が罪を犯した修道院長を更迭する権限をもつが、この処置に不満の場合には、修道院長が首都司教metropolitanusに上訴する権限を有する。そして578年のAuxerre C. 23²²⁾は修道院長が重大な罪を犯した修道士を罰せず、しかもその事件を司教、乃至は首席助祭に報告しなかった場合、かれは罰として他の修道院に追放されるとしている。567年のTours C. 7²³⁾にあって

はこの修道院長に対する罷免権行使は当該司教区内の他の修道院長の助言を必要として、一応司教による同権の恣意的な行使を圧えて、更に614年のパリ C. 4²⁴⁾は教会法にもとずかないで、罷免された修道院長は司教会議に上訴しうることを規定している。

次に修道士の定住義務(同 C. 4 (3))は511年のオルレアン C. 19、及び554年のアルル C. 3 に受け入れられている。オルレアンでは放浪修道士の取締りに司教権の介入を認め、修道院長がこの取締りに怠慢な態度を示す場合、これを罪と定め、またアルルは修道院長の定住を義務付けている。

この外、カルケドンにない規定が存在する。それは506年のアジェ C. 27 に修道院長の同意なしに、修道院内の司教の叙階権行使の禁止規定があり、また517年のエパオンヌ C. 8、538年のオルレアン C. 23²⁵⁾、及び541年のオルレアン C. 11²⁶⁾の修道院財産処分規定であった。すなわち修道院長が修道院財産を処分する場合、司教の承認を必要とし、特にオルレアン C. 11 は修道院、及び修道院長に寄進された財産が修道院長の所有にないことを付記している。

以上のことから明らかなことは、司教会議がそれぞれの地域の個別的事件をとりあげ、現実に即して裁定を下すところから、その決定事項は相互の関連性にとぼしく、一貫性に欠けるが、しかし、それによって西方教会における修道院と司教権力との関係について、ある像を描きうる。これら西方の修道院規定にあって、カルケドンが規定する聖職者と修道士との厳密な区別、修道士の当該管轄区司教に対する従属という修道院と司教権との関係を律する基本線が存在する。それ故にカルケドンが西方教会の修道院規定となっていたことは確かであろう。この司教権が果して、*potestas* か、または *providentia* であるかという点については、同権が修道院の管理運営権を含まず、人事に関しても、506年のアジェにおけるように、修道院内の聖職者叙任権の行使に修道院長の承認を前提としており、財産処分については、その権限は司教にはなく、ただ承認権が認められているにすぎない。また司教がもつ罰令権は確かにカルケドンよりは強化されているが、この罰令権は *potestas* というよりは、修道院の秩序・*Ordnung* を維持するための手段でもあり、*providentia* に含まれるものと言ってよいであろう。ただ両規定の間に存在する相違点は、カルケドンでは司教権行使の対象が修道院長を含めた修道士一般であったが、西方教会の諸規定ではその対象が修道院長となっている。すなわち修道院長が修道士に服従義務を課し、更に修道院内の裁治権を掌握していたとすれば、ここに司教→修道院長→修道士という図式が成立する。この際、司教と修道院との関係を明確にする修道院長選出方法、すなわち司教権による指名、または修道士会・*congregatio* による自由選挙後、司教による承

認められなかったかについて、カルケドンも6世紀末期以前の西方教会の諸規定もわれわれに語りかけない。

ところで、このようなオルレアンを北限として、南ガリアを中心とする西方教会の修道院規定の成立とは別に新しい動向がアフリカから始まった。524年、及び536年のカルタゴ司教会議²⁷⁾はコンスタチノポリス司教 Liberatus とカルタゴの修道院長 Petrus との間に起った修道院に対する裁治権をめぐる争いに関して、455年のレラン規定にもとずいて、すべての修道院は教会聖職者の裁治権から免がれ "a condicionibus clericorum modis libera", かつ自立的であると規定した。そして536年のそれは司教会議が認可するかぎり、524年の規定が他の修道院にも適用することを確認している。この524年の規定は現存せず、536年のそれから推定する以外に方法はないが、これによれば、

(1) 教会秘蹟執行権ハ当該管区司教ガ所有シ、同権執行ノ際ハ修道院長ノ同意ヲ必要トスル。コレ以外、修道院ハ司教カラ自由デアリ、マタ司教ニイカナル賦課モ負ウ必要ヲ認めズ。

(2) 司教ハ修道院内ニ自ラノ椅子・cathedra episcopalis ヲモウケズ。

(3) 司教ハ修道院内デ修道院長ノ同意ナシニ、聖職者叙階権ヲ行使シ得ズ。

(4) 修道士会・congregatio ガ修道院長選出権ヲ所有ス。

(5) 修道院長選出ニカカワル紛争ハ他ノ諸修道院ノ裁定ニユダネルベシ。

(6) 同上ノ紛争ガ継続スル場合、同伴ハ当該 provincia の primas・首都司教ニ提訴サルベシ。

以上6項目が挙げられる。

このカルタゴの規定が司教権を象徴する cathedra episcopalis を修道院から除去し、また修道会・congregatio による修道院長の自由選出権を保障し、更にそれに起因する紛争の解決を第二審級の修道院長会、及び第一審級の provincia の primas・首都司教の手に託し、当該管轄区司教権力を完全に排した点は、レランの libertas 理念を一步進めたものと言えよう。この536年の規定のうちに、後のフランク・ガリアにおいて発展する司教から付与される libertas・privilegium の基本的要素と修道院 exemptio の始まり²⁸⁾とが見出される。

注

1) Conciliorum Oecumenicorum Decreta 3°, Bologna 1973, p. 88.; J. Hefele, Histoire des Conciles, II (2), Paris 1926, p. 782-p.810.

2) J. Hefele, op. cit., II (2), p. 782.

3) Spreitzenhofer, Die Entwicklung des alten Mönchtums in Italien, Wien 1894, S. 122.

- 4) L. Ueding, *Geschichte der Klostergründungen der frühen Merowingerzeit*, Berlin 1935, S. 38f.
- 5) Ewig, *op. cit.*, S. 52.
- 6) P. Mc Laughlin, *Le tres ancien droit monastique de l'occident*. Ligugé-Paris 1935, p. 129.
- 7) potestas の実体は potestas ordinis, potestas iurisdictionis, 及び potestas magisterii の3権力を指す。W. Szaivert, *Die Entstehung und Entwicklung der Klosterexemption bis zum Ausgang des 11. Jahrhunderts*, *MIÖG LIX* (1951) S. 281.
- 8) Ewig, *op. cit.*, S. 52.
- 9) Mc Laughlin, *op. cit.*, p. 131.
- 10) C. 4: C. J. C. caus. xvi, q. I. C. 12: caus. xviii, q. II C. 12; C. 8: caus. xviii, q. II, C. 16; C. 16: caus. xxvii, q. I, C. 12 et 22.
- 11) Hefele, *op. cit.*, II (2), p. 886f; Mc Laughlin, *op. cit.*, p. 134.
- 12) Ewig, *op. cit.*, S. 52f.
- 13) Mc Laughlin, *op. cit.*, p. 134.
- 14) Hefele, *op. cit.*, II (2), p. 1163.
- 15) *ibid.*, II (2), p. 991.
- 16) *ibid.*, II (2), p. 1013.
- 17) *ibid.*, II (2), p. 1037f
- 18) *ibid.*, II (2), p. 905.
- 19) *ibid.*, III (1), p. 170.
- 20) *ibid.*, II (2), p. 1135.
- 21) *ibid.*, II (2), p. 1037f.
- 22) *ibid.*, III (1), p. 219.
- 23) *ibid.*, III (1), p. 186.
- 24) *ibid.*, III (1), p. 252.
- 25) *ibid.*, II (2), p. 1161.
- 26) *ibid.*, II (2), p. 1167.
- 27) *ibid.*, II (1), p. 1069; p. 1136.
- 28) Szaivert, *op. cit.*, s. 270.

2. 司教発行の修道院 *privilegium* における修道院と司教権力

修道院 *privilegium* は国王、教皇、司教、及び司教会議などによって発行されるが、本章では先述した教会法規定と司教発行 *privilegium* との間に位置する、司教会議発行の *privilegium* をまずとりあげ、次にメロヴィンガー中期から後期にかけて発行数も多く、明確な様式をとってくる司教発行のそれを検討することにしよう。

この *privilegium* とは、Sickel は教会問題に関する自由処理権を承認し、または少なくとも教会関係事項を規制する教会権威が発行する文書とみなし、¹⁾ Santifaller は持続的

な法的効力をもつ特権の承認と授与に関する文書と規定している。²⁾

アイルランド修道制導入以前、すなわち 6 世紀の都市司教座制の発達したプロヴァンス、及びブルゴーニュでは、*privilegium* の発行の主体はいまだ司教会議であった。455 年のレラン、515年の Genf の St.-Maurice-d' Agaunum,³⁾ 549年オルレアンの *xenodochium* (貧救院)⁴⁾、585年 Valence の St.-Marcel (Châlon),⁵⁾ 南フランスではないが、St.-Maurice の直接の影響下にあったフランク王妃 Radegunde 設立の聖十字架修道院 (Poitiers)⁶⁾ などの各 *privilegium* がそれに該当する。これらのプロヴァンス・ブルゴーニュ的 *privilegium* の内容は、レランについてはすでに詳述したが、St.-Maurice の例をあげれば、修道院規約・*regula* の保持の保証、修道院、及びその財産 (*res monasterii*) に対する *dominatio* の拡大禁止、所領の保全、及び修道院長自由選出権の保証にかかわるものであった。⁷⁾

西方教会にあって、修道院と司教権力との関係についての司教会議決議事項が 614年のパリ C. 4 でもって消滅する。その時期とほぼ同じくして、公法という教会法による規定にかわって、私法による規定、すなわち教会権威による修道院個別規定、司教発行 *privilegium* が登場する。この公法から私法への転換の原因はゲルマン個々の私有教会制とアイルランド修道院制との結びつきによる司教会議の無力化とフランク高級貴族らの *Klostergrundherrschaft* の発達に求められる。

司教発行の *privilegium* に保証される修道院の自由・*libertas* の内容を検討するとき、エーヴィヒによれば、この *libertas* は「大自由」・*Große Freiheit* と「小自由」・*Kleine Freiheit* に分類されるが、この「大自由」はアイルランド修道制理念の直接の影響を受けて成立している。⁸⁾

アイルランド修道制にあっては、教会組織の中心に修道院を置き、修道院長が修道院付司教・*Mönchebischof* を有するか、またはかれ自らが司教の叙階・*ordinatio* を受けて、修道院司教管区・*Klosterbistum* を形成し、同管区内で司教が所有する *potestas* を行使したのである。それ故にコルムバヌスによって大陸に導入されたアイルランド修道制は都市司教座制を基礎に発展したガリア・フランク教会のあり方と対立する。⁹⁾

まず「大自由」の *privilegium* から述べれば、その代表的な例はコルムバヌスの直弟子の一人 Chagnoaldus を兄にもち、幼いときからコルムバヌスの影響を受けていた Meaux 司教 Burgundofaro が 636年、Brie の Rebais 修道院に宛てた *privilegium* であった。その史料的价值が高く評価されている同 *privilegium* の規定の内容は、

- (1) 聖俗両権が不動産、及び動産ヲ問ワズ一切ノ修道院財産ヲ篡奪スルヲ禁ズ。

(2) 修道士会・congregatio が修道院長ノ自由選出権ト叙任権トヲ保有ス。

(3) 修道院ガ聖別、及ビソノ他ノ教会秘蹟ヲ執行スル司教ヲ自由ニ選択スル権限ヲ有ス。

(4) 修道院ノ財産、及ビ叙任・ordinatio カラ司教権ヲ排除シ、特ニ当該教区、マタハ他ノ修道院ニヨツテ強制サレル賦役・munera ヲ拒否スル権限ヲ有ス。

(5) 修道士ノ隠遁的、全キ静寂ナ生活ヲ守ルタメ、何人ノ修道院立入ヲ禁ズ。マタ何人モ修道院長、及ビ修道士会ノ要請ニモトズク訪問デアツテモ、接待ヲ受ケルコトヲ禁ズ。

(6) 修道院内ノ不正、及ビ混乱ハベネディクトゥス、及ビコルムバヌスノ修道院規約ニモトズキ、修道院長権限ニヨツテ矯正ス。

以上6項目に集約される。¹⁰⁾

同 *privilegium* のうちに、「大自由」の根拠を求めるとすれば、(2)、(3)、及び(4)の各条項がそれである。なかでも、秘蹟執行権をもつ司教に関して、修道院側の自由選択権を認めた(3)は秘蹟執行権を媒介として、修道院の自由を拘束する可能性が最も高い当該管轄区司教権力を排除しうることを意味し、エーヴィヒはこの(3)を「大自由」の核としてとらえて、これが(2)、(4)の各条項にも影響を与えていることを認めている。¹¹⁾すなわち(2)では、修道士会が修道院長の選出権ばかりでなく、叙任権・*institutio abbatis* を有しており、また(4)では司教権が財産のほかにも人事に関する事項でも排除されている。このような司教権の排除は修道院の司教権力からの完全な自立というアイルランド修道制理念の導入を意味している。

ところで上述の「大自由」の *privilegium* の規定に比べて、「小自由」のそれはどこに、その特質が存在するのか。「小自由」の典型的な例、659年、乃至は660年 *Sens* 司教 *Emmo* が同管轄区内に存在する *Saint-Pierre-le-Vif* 修道院に宛てた *privilegium* ¹²⁾ を検討すれば、同 *privilegium* にあって、前記各条項のうちで見出しえないのは(3)のみにすぎない。秘蹟、及び聖別執行権は当該管轄区司教に留保されているが、その執行の際は無償—*absque ullo commodo*—という条件を付し、また修道院長選出に関しては修道士会による自由選挙を承認しているが、叙任権は司教に帰し、これも無償を前提としている。更に最後の条項で *libertas* に関する強力な保証を付け加えている。そして同 *privilegium* の *libertas* が536年のカルタゴの *synodialis* にもとづいている事実はこの「小自由」がアイルランド系統ではなく、カルタゴのそれが属するプロヴァンス系統に由来することを示している。

以上、司教発行の⁹⁾修道院 *privilegium* について総括すれば、「大自由」の *privilegium* は修道院を当該管轄区司教の秘蹟執行権から解放した点において、従来の教会法の規定を越えるものであった。しかし、この「大自由」*privilegium* は確かに修道院を当該管轄区の司教権の直接の影響下からはずしたが、司教権そのものから解放したのではなく、これの発行の目的は「小自由」のそれと同じく、修道院に対する司教権の濫用を防止するところにあった。それ故に両 *privilegium* は後の司教権の完全な排除を目的とする修道院・*exemptio* とは異なるが、しかし司教に対する自由招聘権、入場許可権、及び修道院長の自由選出権は *exemptio* の成立の基本的な権限となるものであったと言えよう。そして両 *privilegium* の *libertas* の譜系に関しても、「大自由」がアイルランド修道制理念の伝統を、また「小自由」がプロヴァンスーブルゴーニュ修道制理念の伝統をひくことは確かであったとしても、エーヴィヒが指摘しているように、両 *privilegium* に共通する(1)、(2)、(4)、及び(6)の各条項が前述の *St.-Maurice-d' Agaunum*、*St.-Marcel-de-Châlons-Saône* 両修道院のプロヴァンスーブルゴーニュ的 *libertas* と一致し、また両 *privilegium* 文書間に、(1)、(4)、(5)、(6)、及び(7)の各条項に関して殆んど文字通り一致し、両文書の親近性が立証されるところから、「大自由」、及び「小自由」を問わず *privilegium* がそれぞれ単独の伝統に負うのではなく、相互の影響の下に成立したことが明らかであろう。

注

- 1) Th. Sickel, *Beiträge zur Diplomatik* IV, s. 596 (Szaivert, op. cit., S. 275)
- 2) L. Santifaller, *Die Verwendung des Liber Diurnus in den Privilegien der Päpste von den Anfängen bis zum Ende des 11. Jh.*, *MIÖG.* 49 (1935), S. 239 (Szaivert, op. cit., S. 275)
- 3) Hefele, op. cit., II (2), p. 1021f.
- 4) *ibid.*, III (1), p. 161.
- 5) *Fredegarii Chronicorum Liber Quartus cum Continuationibus*, Wallace-Hadrill, London 1960, p. 4.
- 6) *Gregorius Turonensis, Historia Francorum*, IX, 39, R. Buchner, *Ausgewählte Quellen zur Deutschen Geschichte des Mittelalters*, Darmstadt 1967, II, S. 297.
- 7) Ewig, op. cit., S. 56.
- 8) *ibid.*, S. 58.
- 9) 拙稿「コルムバヌス修道院運動」71—75頁。
- 10) J. M. Pardessus, *Diplomatik Chartae, Epistolae, Leges*, Paris 1849, I, Nr. 275, P. 39f; Ewig, op. cit., S. 57f: 「大自由」*Privilegium* が授与された修道院は7世紀では、Rebaisの外、*Notre-Dame-de-Soissons* (667年)、*St.-Dié* (678年以前)、8世紀では、*Flavigny* (719年及び722年)、*Murbach* (728年)、及び*Schwarzach* (749年)。
- 11) Ewig, op. cit., S. 58.

- 12) Pardessus, op. cit., I, Nr. 335, P. 112ff; Ewig, op. cit., S. 57: この外, 「小自由」 Privilegium が授与された修道院は St.-Denis (653年), St.-Omer (663年), Corbie (664年).

3. 教皇発行の修道院 privilegium における修道院と司教権力

次に修道院と司教権力との関係について, 当時, primatus の確立を志向する教皇権が前述した規定に対応して, 自らどのような規定を下していったか, この問題について, 教皇の書簡, 及び privilegium の検討を通じて明らかにして行くことにしよう。

修道院と司教権との関係について, 教皇グレゴリウス以前の規定から検討すれば, まず修道院に対する保護というよりは, むしろ教会財産保護を目的とした教皇側の規定が存在する。Symmachus(在位498—514), Hormisdas(在位514—523), 及び Agapitus(在位535—536)らの諸教皇の editus は修道院への教会所領の譲渡に関して用益権のみに限定し, 教会は所有権を留保することを命じている。¹⁾ 一方, 修道院 privilegium にあって, 教皇が定めた最も古い規定は514年頃, 教皇 Hormisdas がアルル司教 Caesarius の要請に応じて, アルルの女子修道院に与えた privilegium のなかに求められる。同 privilegium によれば, アルルの後継司教は当該修道院に対して, 司教権以外の権限を行使しえず, しかも司教の訪問の時期も限定を受けている。またフランクのパリ分国王 Childbert I が設立したアルルの Montmajor 修道院に対して, 同分国王の要請に従い, 550年授与した privilegium は, 教皇グレゴリウスの599年付けアルル司教 Vergilius 書簡による以外, そのおおまかな内容しか推定しえないが, それは修道院所領, 及び修道院長の自由選出権を保証したものであった。

ところでグレゴリウス以前にあって, イタリアの修道院増加にともない最も修道院問題にかかわりをもった教皇は Pelagius I (在位556—561)であった。かれは555年頃, Larrino 司教 Johannes 宛書簡のなかで, Samarium, 及び Lucania の修道院所領に関して, 司教権力, 及び世俗権力を排し, しかも修道士の私的な事柄については, 司教の cura からはずすことを定めている。³⁾ また558—560年の司教 Paulinus 宛ペラギウス書簡は St.-Julianus 修道院にあって, 同司教が聖職者を叙任し, しかも醜聞を引き起した修道士を排除し, 司教の権威の保持を命じている。第3の同教皇の書簡, すなわち558—560年, シシリアの Catane 教会の defensor の Opilionus 宛書簡は修道士らが恣意的な判断で修道院長を排斥し, 他にそれに代る者を求めることを禁じている。⁴⁾ 最後に第4の, 同じく558—560年 subdiaconus の Mellus 宛書簡は修道院長選出に関して, 選出権(指名権)を

修道士、及び修道院の所有者・ possessionis dominus に認めている。⁵⁾

以上、グレゴリウス以前の教皇側が認めた司教権とは修道院所領の保護、修道生活の安寧の保証、及び監督権が主なものであって、更に Mc Laughlin はペラギウスの規定のうちに裁判権を読みとっている。⁶⁾ 修道院長選出権は修道士、及び修道院所有者に帰されるが、叙任権は当該管轄区司教の所有となっていたことは確かであった。

それでは修道士・教皇との呼称をもつグレゴリウスは修道院と司教権との関係をどのように規定したのか。まずグレゴリウスが具体的な修道院問題に即して司教権に求めた事項をかれの書簡のうちから示せば、以下の通りである。

(1) 修道院内ニオケル司教ノ公的ミサ聖祭、及び埋葬ノ禁止 (590年 Orvieto 司教 Johannes 宛)⁷⁾

(2) 司教ニ対シテ、修道院ニオケル寄進領ノ確認、献堂式ノ举行、ミサ聖祭ノ保証、及び修道院規律ノ尊重ヲ要請。(593年ナポリ司教 Fortunatus 宛)⁸⁾

(3) 修道院付禮拜堂・ oratorium ノ献堂式ノ際、司教ガ示シタ強欲、騒乱、及び不正 (avaritia, turbulencia, praejudicum) ニ対スル非難 (594年サルディニアノ管轄区不詳ノ司教 Felix、及び修道院長 Cyriacus 宛)⁹⁾

(4) 修道院領ノ分割、及び篡奪ノ禁止、修道士会ニヨル修道院長選出権ノ保証、公的ミサ聖祭ノ禁止、教会ニモトズカナイ裁判権・ jurisdictionis ノ行使ノ禁止 (595年 Rimini ノ S.-Thoma 修道院長 Luminosus 宛、及び同年 Rimini 司教 Castorius 宛)¹⁰⁾

(5) 修道院付禮拜堂ノ献堂式ノ举行 (595年ナポリ司教 Fortunatus)¹¹⁾

(6) 修道院内ニオケル教会職務ノタメニ、修道士会ニヨッテ選出サレタ修道士ノ聖職者叙任 (596年 Panormitanus 司教 Victor 宛)¹²⁾

(7) 修道院所領ニ関スル司教監督権ノ濫用ノ禁止 (596年ラベンナ司教 Marinianus 宛)¹³⁾

(8) 献堂式ヲ举行シタ修道院カラ司教権ノ象徴、司教ノ椅子ノ撤去 (596年 Pesaro 司教 Felix 宛)¹⁴⁾

(9) 造反修道士ニ対スル司教ノ支援ノ禁止 (597年 Scyllacium 司教 ヨハannes 宛)¹⁵⁾

(10) 教会聖職者ニヨル修道院ノ管理、及びソノ私有化ノ禁止 (597年ラベンナ司教 マリニアヌス 宛)¹⁶⁾

(11) 修道院財産不可侵ノ要求 (598年 Scyllacium 司教 ヨハannes 宛)¹⁷⁾

(12) 修道院側ニヨル司教、defensio ノ確保ト ratio ニ反スル修道院圧迫ノ排除 (599年ナポリ司教 Fortunatus 宛)¹⁸⁾

これら12の事項を整理すれば、次の項目別に分類しうるであろう。すなわち 1. 修道

院に対する司牧と秘蹟執行の義務（2, 5, 6,）、2. 修道院財産の保護（3, 4, 7, 10, 11, 12）、3. 教会法にもとずかない司教権発動の禁止（1, 4, 7, 8, 12）、4. 修道院生活の秩序の保証（1, 3, 4, 9）、以上4項目が挙げられる。

次に修道院における司教権の全面的な規定を志向する *privilegium* はどうであったか。まず598年のラベンナ司教マリニアヌス宛の *Classis* の *S. S.-Johannis-et-Stephanus* 修道院に関する *privilegium*²⁰⁾ の検討から始めれば、同 *privilegium* が発行される以前、すでにグレゴリウスは595年、同司教宛書簡のなかで、前任司ヨハネスに同修道院所領の保全を要請し、更にマリニアヌス自身には前記・596年の書簡で、もしかかれが不正を糺さないならば、別の方法で修道院の保護を用意すると威嚇している。それ故に598年の *privilegium* はこの威嚇の履行であり、これは同修道院の特権をより広範に正当化している。

ところでグレゴリウスの *libertas* 文書のなかで最も重要なものと言われている上記 *privilegium* における司教権に対する禁止事項のリストを示せば、

- (1) 修道院財産、及ビ特権 (*res et carta*) ノ保全。
 - (2) 修道院トラベンナ司教トノ例ノ係争問題ハ双方カラ選出サレタ裁定者ラニ提訴、スナワチ仲裁裁判ノ設定。
 - (3) 修道士会ニヨル修道院長ノ自由選出権ノ保証、但シ被選挙母体ハ修道士会デアアルガ、モシソコニ適任者ガイナイ場合、他ノ修道院カラ選出スル。
 - (4) 修道院長ガ教会法違反ヲ犯サナイカギリ、イカナル場合デアッテモ、何人モカレヲ罰シエナイ。
 - (5) 修道院長ノ同意ナシニ、修道士ヲ他ノ修道院ヘ移籍シ、聖職叙階ヲ授ケ、及ビ教会職務ノタメニ用イルコトヲ禁ズ。
 - (6) 修道院ノ財産、及ビ特権ノ目録作成ハ教会聖職者デハナク、当該修道長ガ他ノ修道院長ト協同シテ行ウベシ。
 - (7) 修道院ノ利害・*utilitas* ニ関シテ、修道院長ハ教皇ニ自由ニ直訴シ得ル。
 - (8) 司教ノ修道院立入権ノ規制、立入ハ修道院側ノ要請ヲ前提トスル。
- 以上の8項目にまとめうる。

それでは上記 *privilegium*、すなわちそれはローマ首都司教座・*metropolitanus* 管轄下のラベンナ司教から同地に存在する修道院の保護を志向するものであるが、それと比べて、当時グレゴリウスがその連繫をはかるフランク教会に授与した *privilegium* の内容はどうであったか。

グレゴリウスのフランク関係の *privilegium* は5通存在する。まず596年マルセイユの S.-Cassianus 修道院長 *Respecta* 宛 *privilegium*²³⁾ から始めれば、それは同修道院の設立者、元 *patricius* の *Dynamius*、及びその妹 *Aureliana* の要請に従って授与されたものであり、その規定するところは、

(1) 修道士会ニヨル修道院長自由選出・被選出権ノ保証、但シ選出サレタ修道院長ノ叙任権ハ当該管轄区司教ガ保有スル。

(2) 司教、及び聖職者ハ修道院財産ヲ保全シ、及び修道院ノ管理ニ干渉シ得ズ。

(3) 司教ハ年2回、同修道院ノ献堂記念日、及び聖カシヤヌス祝日ニミサ聖祭ヲ院内で行ウベシ。コノ両日以外、司教ノ椅子ハ除去スベシ。マタ両日以外ノミサ聖祭ハ司教ニヨッテ指名ヲ受ケタ司教が行ウベシ。

(4) 修道院内ノ不正、及び混乱ノ矯正権、及び監督権ハ司教ガ保有スル。

以上4項目である。

このほかグレゴリウスのフランク教会宛 *privilegium* は602年、Autun の貧救院 *xenodochium* の院長 (*abbas*) *Senator* 宛²⁴⁾、同年、同地の聖マリア女子修道院 (*Parthenon S. Mariae*) 長 *Talasia* 宛²⁵⁾、及び同年、同地の聖マリア教会の司祭、及び *abbas* の *Lupus* 宛²⁶⁾ の3通存在する。²⁷⁾。しかしこの3通の *privilegium* の内容は殆んど文字通り一致しており、それ故にここでは最初の文書を主としてとりあげることにしたい。

オータンの *xenodochium* の設立はオータン司教 *Syagrius*、及びブルグンド分国王 *Theuderich* の祖母で、同分国の実権を掌握していた *Brunichilde* によるものであった。そして上記三通の *privilegium* 発行も両者の要請の結果であり、しかもそれはすでに両者から出されている *privilegium* の教皇側からの追認であった。

その規定の内容は、

(1) 王権、及び教権問ワズ、聖俗両権カラノ貧救院財産ノ保護。

(2) *abbas*、及び司祭ノ任命権ハ同分国王ガ有スル。但シ同院ノ修道士ノ同意ヲ必要トスル。

(3) *abbas* ノ任命ノ際、金銭ノ授受ノ禁止。

(4) *abbas* ノ罷免ハオータン司教ノ外、6人ノ司教ニヨッテ構成サレル裁判デ、教会法ニモトヅキ決定サレル。

(5) *abbas*、及び司祭ガ司教ニ叙階サレタ場合、同院ヲ辞スベシ。

(6) 貧救用財産ノ不正使用ノ禁止。

(7) 修道士ハ *abbas*、及び司祭ノ同意ナクバ、聖職ニ叙階サレ得ズ。

以上7項目であるが、最後の3項目は後記2文書には存在しない。そして3文書の結語にあって国王、司祭、裁判官、及び俗人を問わず、この規定の違反者に対して破門の外に権力、及び地位の剝奪を定めているところから、これら3文書は教皇の *privilegium* よりも、むしろ国王の *privilegium* とすべきものであろう。尚、この外、これを同一種類の *privilegium* に属するものに、すでに言及したように、550年教皇 Vigilius がパリ分国王ヒルデベルト一世の要請に従い、アルルの Montmajor 修道院に授与した *privilegium* と599年グレゴリウスが再確認した *privilegium* とを挙げることが出来るが、現存するのは *privilegium* に添えられたグレゴリウス書簡のみであるが故に、内容を明確に出来ない。

さて上記の書簡、及び *privilegium* から、グレゴリウスは修道院 *libertas* をどのように規定しているのであろうか。端的に言って、かれの *libertas* はいわゆる修道院の「大自由」を保証する司教発行の *privilegium* のそれとは異なり、レランーカルタゴの規定に最も近いと言える。すなわち、それは司教権の排除・*exemptio* を修道院に授与するのではなく、修道院における司教権のあり方を明確に規定するものであった。グレゴリオスの修道院 *libertas* は修道士会による修道院長の自由選出権、及び財産管理権の保有であるが、この *libertas* を補強するものとして、財産所有、及び修道院長罷免などに起因する司教と修道院長との係争問題に仲裁裁判の設定がある。この裁判籍にみられる修道院長の自立性、及び修道院財産目録作成からの司教権排除という修道院経済の自立性は、まさにグレゴリオスの修道院 *libertas* の核心であった。そしてグレゴリウスが司教に聖職者叙任権を含む秘蹟執行権、訪問権、及び勸告権 (*visitatio et exhortatio*) などを認めたとしても、かれはこれら権限の執行に修道院側の要請という前提をもうけ、しかも修道院管理、及び運営権を修道院長による修道院の内的指導に関係ずけて、司教権濫用を防止している。そして、かれは修道士に対しても、聖職者叙階を受けた場合、修道院における諸権利の放棄を要求しているところから、かような規定は聖職者と修道士との間の区別を明確にしようとするカルケドン以来の教会法の伝統を、グレゴリウスが継承していることを示すものと言えよう。

最後にグレゴリウスとの関係が、いまだ検討の余地を残している Benedict 修道制においてはどうかであったか。ベネディクト修道院規約 *regula C. 64* によれば、修道院長選出権は修道士会に留保されるが、それに起因する紛争には司教、または修道院長会、*congregationi seniori* が介入する。この規約からは、修道院と司教権力との関係はこれ以上明らかに出来ないが、それはグレゴリウスが継承したレランーカルタゴの線ではなく、む

しろ伝統的な西方教会法の規定につながると言えよう。

注

- 1) P. Jaffé *Regesta Pontificum Romanorum*, Graz 1965, I. S. 99, N. 764; I, p. 109, N. 864; Mc Laughlin, *op. cit.*, p.40f, p. 175f.
- 2) *Gregorii I Papae Registrum Epistolarum*, ed. P. Ewald et L. M. Hartmann, Berlin 1957, t. II, XI, 216, p. 216, p. 203f.
- 3) Jaffé, 955.
- 4) Jaffé, 1001.
- 5) Jaffé, 987.
- 6) Mc Laughlin, *op. cit.*, p. 176.
- 7) 都市城壁内、乃至は近郊の修道院が司教の墓地として使用された例がしばしば存在していた。拙稿「コルムバヌス修道院運動」74頁参照。
- 8) *Reg. I*, 12, *MG. Ep. I*, p. 13.
- 9) *Reg. III*, 58, *MG. Ep. I*, p. 217.
- 10) *Reg. V*, 2, *MG. Ep. I*, p. 282.
- 11) *Reg. V*, 47, *MG. Ep. I*, p. 346.
Reg. V, 49, *MG. Ep. I*, p. 348.
- 12) *Reg. V*, 50, *Ep. I*, p. 349.
- 13) *Reg. VI*, 39, *Ep. I*, p. 415.
- 14) *Reg. VI*, 28, *Ep. I*, p. 406.
- 15) *Reg. VI*, 44, *Ep. I*, p. 419.
- 16) *Reg. VII*, 32, *Ep. I*, p. 481.
- 17) *Reg. VII*, 40, *Ep. I*, p. 488.
- 18) *Reg. VIII*, 32, *Ep. II*, p. 33.
- 19) *Reg. IX*, 171, *Ep. II*, p. 168.
- 20) *Reg. VIII*, 17, *Ep. II*, p. 19.
- 21) *Reg. IV*, 1, *Ep. I*, p. 380.
- 22) Mc Laughlin, *op. cit.*, p. 138.
- 23) *Reg. VII*, 12, *Ep. I*, p. 454.
- 24) *Reg. XIII*, 11, *Ep. II*, p. 376.
- 25) *Reg. XIII*, 12, *Ep. II*, p. 378.
- 26) *Reg. XIII*, 13, *Ep. II*, p. 380.
- 27) これら三通の文書の信憑性をめぐって、Sickel, 及び Loening らはこれらを偽書と断定し、とくに Loening は Hincmar によって挿入がなされた改竄書としている。しかし Mabillon, Hartmann, Dudden, 及び Anton らはその信憑性を高く評価しており、ここでは Hartmann 説に従った。Sickel, *Actis Acad. Vind.*, t. 47, S. 566; Loening, *Gesch. d. Deutschen Kirchenrechtes II*, S. 392, n. 2.; Hartmann, *MG. Ep. II*, S. 376; F. H. Dudden, *Gregory the Great, his Place in History and Thought*, London 1905, II p. 22.; Anton, *op. cit.*, S. 53.
- 28) Ewig, *op. cit.*, S. 54.
- 29) D. C. Butler, *S. Benedicti Regula monasteriorum*, Freiburg in Breisgau 1935, p. 117.

む す び

451年のカルケドン司教会議の修道院規定が5世紀後半から7世紀前半にかけてガリア各地の司教会議で追認され、西方教会における修道院と司教権力との関係を規定する基本線となったことは確かであろう。

この基本線とは聖職者と修道士との厳密な区別、及び修道士の当該管轄区司教に対する従属であり、そして修道院に対する司教権は *providentia*、及び *sollicitudo*、すなわち修道院の規律に関する強力な発言権という意味での監督権、及び保護権であって、修道院 *libertas* と対立する *potestas* ではなかった。司教会議がその規定とは別に発行した修道院 *privilegium*、すなわちレラン—カルタゴのそれはカルケドンの基本線を継承し、司教会議の規定とほぼ一致する。しかし、修道士会による修道院長の自由選出権、及び修道院に対する司教の *dominatio* 拡大禁止の2点は当該管轄区司教権からの修道院の解放という修道院 *libertas* を一歩進めたものと言えよう。

この修道院 *libertas* は司教発行の修道院 *privilegium* によって更に拡大する。同 *privilegium* には、アイルランド修道制理念の伝統をひく「大自由」とプロヴァンス—ブルゴーニュ修道制理念にたつ「小自由」とがあり、「大自由」の核は(1)修道士会ニヨル修道院長ノ自由選出権ト叙任権ノ所有、(2)修道院財産、及び人事ニ関スル司教権ノ排除、及び賦役ノ拒否、(3)聖別、及びソノ他ノ教会秘蹟ヲ執行スル司教ニツイテノ自由選出権ノ修道院側ノ保有、以上3項目デアリ、「小自由」のそれは(1)、及び(2)であった。「大自由」を決定する(3)は当該管轄区司教の秘蹟執行権からの修道院解放という点で、従来の教会法の枠を越えた修道院 *libertas* の保証であった。しかし、この「大自由」のその発行の目的が修道院からの司教権の排除ではなく、修道院内における司教権の濫用の防止にあったところから、修道院 *exemptio* とは異なるが、後にそれが成立する基盤を提供したことは確かであろう。

このような修道院 *libertas* の譜系にあって、教皇発行の修道院 *privilegium* はグレゴリウス以前では司教会議の修道院規定以上に、修道院 *libertas* を認めてはいない。この傾向はグレゴリウスの時代に入っても、基本的には変ってはいない。しかしグレゴリウスはこの修道院 *libertas* をより明確にとらえ、そしてより現実的なものとする。かれの *libertas* とは、修道士会による修道院長の自由選出権、及び財産管理権の保有であり、この両権を確かなものとするため仲裁裁判を設定し、これと修道院財産目録作成からの司教権排除による修道院経済の自立性とはグレゴリウスの修道院 *libertas* の核心であった。

しかし、かれは修道院に対する司教権、及び監督権を司教から剝奪したり、それに制限を加えたりしてはいない。

ところでグレゴリウス以後、修道院 *privilegium* は司教の *privilegium* の増加に比して極度に減少し、9世紀中期になって始めて増加する。ここにこのような司教発行の *privilegium* に対する教皇側の反応の一例を示せば、教皇 Adeodatus (672—†676) は「小自由」さえも、それが修道院管理からのすべての司教権の排除と司教の立入禁止の点で、ローマ教会的修道院 *libertas* を越えたところの例外的なものとしている。しかしこれより先、すでに628年、教皇 Honorius I が、アイルランド修道制を敷く、北イタリアの Bobbio 修道院に授与した *privilegium* は、修道院における司教権の否定と言う点で従来のローマ教会的修道院 *libertas* を教皇自らが逸脱させるものであった。すなわちこの *privilegium* は同修道院をあらゆる裁判権から解放して、これを教皇庁の直接の保護下に置き、司教を含むすべての教会聖職者に修道院内における財産処分権・*ditio*の行使と修道院長の要請のないミサ聖祭の禁止を定めている。このボッピオの *privilegium* は修道院が教皇の *auctoritas* に直属し、後の教皇の修道院 *exemptio* を想起させる点で中世初期教会史上では、きわめて希有な存在であるが、同 *privilegium* の授与が当時、アリウス派のランゴバルト王権の支援のもとに、ボッピオ修道院の司教座への組み込みをはかる同じくアリウス派の Dertona 司教 Probus に対抗する政治的配慮によるものか、またかような政治的状況にあって、司教権からの自由を標榜するアイルランド系修道制の教皇による一時的な承認であるのか、その授与の背景に検討を加える必要があるだろう。いずれにしても7世紀後半に至るまでの教皇発行 *privilegium* における修道院と司教権力との関係はいまだ一定していないとみてよいであろう。

注

- 1) Mc Laughlin, op. cit., p. 181.
- 2) Jonas, Vita Columbani abbatis discipulorumque eius, ed. B. Krusch, MGH, Scrip. (in usu Scholarum) Hannover 1905, II, 23.